

明石の人口

平成17年（2005年）

国勢調査結果報告書

平成 17 年国勢調査の概要

調査の目的及び沿革

国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするため、大正 9 年以来ほぼ 5 年ごとに行われており、平成 17 年国勢調査はその 18 回目に当たる。

国勢調査は、大正 9 年を初めとする 10 年ごとの大規模調査と、その中間年の簡易調査とに大別され、今回の平成 17 年国勢調査は簡易調査である。

なお、大規模調査と簡易調査の差異は、主として調査事項の数にある。その内容をみると、戦前は、大規模調査（大正 9 年、昭和 5 年、15 年）の調査事項としては男女、年齢、配偶関係等の人口の基本的属性及び産業、職業等の経済的属性であり、簡易調査（大正 14 年、昭和 10 年）の調査事項としては人口の基本的属性のみに限られていた。戦後は、国勢調査結果に対する需要が高まったことから調査事項の充実が図られ、大規模調査（昭和 25 年、35 年、45 年、55 年、平成 2 年、12 年）の調査事項には人口の基本的属性及び経済的属性のほか住宅、人口移動、教育に関する事項が加えられ、簡易調査（昭和 30 年、40 年、50 年、60 年、平成 7 年、17 年）の調査事項には人口の基本的属性のほか経済的属性及び住宅に関する事項が加えられている。

なお、沖縄県は、昭和 47 年 5 月 15 日に我が国に復帰し、昭和 50 年の国勢調査から調査地域となったが、復帰前の沖縄県においても、琉球列島軍政本部又は琉球政府によって 5 回の国勢調査が実施されている。

調査の時期

平成 17 年国勢調査は、平成 17 年 10 月 1 日午前零時（以下「調査時」という。）現在によって行われた。

調査の根拠法令

平成 17 年国勢調査は、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）第 4 条第 2 項の規定並びに次の政令及び総理府令に基づいて行われた。

国勢調査令（昭和 55 年政令第 98 号）

国勢調査施行規則（昭和 55 年総理府令第 21 号）

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する総理府令（昭和 59 年総理府令第 24 号）

調査の地域

平成 17 年国勢調査は、我が国の地域のうち、国勢調査施行規則第 1 条に規定する次の島を除く地域において行われた。

- (1) 歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島
- (2) 島根県隠岐郡隠岐の島町にある竹島

調査の対象

平成 17 年国勢調査は、調査時において、本邦内に常住している者について行った。ここで「常住している者」とは、当該住居に 3 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者を行い、3 か月以上にわたって住んでいる住居又は住むことになっている住居のない者は、調査時現在居た場所に「常住している者」とみなした。

ただし、次の者については、それぞれ次に述べる場所に「常住している者」とみなしてその場所で調査した。

1. 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、第 82 条の 2 に規定する専修学校又は第 83 条第 1 項に規定する各種学校に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊している者は、その宿泊している施設
2. 病院又は療養所に引き続き 3 か月以上入院し、又は入所している者はその入院先、それ以外の者は 3 か月以上入院の見込みの有無にかかわらず自宅
3. 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。）に乗り組んでいる者で陸上に生活の本拠を有する者はその住所、陸上に生活の本拠の無い者はその船舶
なお、後者の場合は、日本の船舶のみを調査の対象とし、調査時に本邦の港に停泊している船舶のほか、調査時前に本邦の港を出港し、途中外国の港に寄港せず調査時後 5 日以内に本邦の港に入港した船舶について調査した。
4. 自衛隊の営舎内又は自衛隊の使用する船舶内の居住者は、その営舎又は当該船舶が籍を置く地方総監部（基地隊に配属されている船舶については、その基地隊本部）の所在する場所
5. 刑務所、少年刑務所又は拘置所に収容されている者のうち、死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院又は婦人補導院の在院者は、その刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院又は婦人補導院

本邦内に常住している者は、外国人を含めてすべて調査の対象としたが、次の者は調査から除外した。（1）外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族
（2）外国軍隊の軍人・軍属及びその家族

調査事項

平成 17 年国勢調査では、次に掲げる事項について調査した。

世帯員に関する事項

- (1) 氏名
- (2) 男女の別
- (3) 出生の年月
- (4) 世帯主との続柄
- (5) 配偶の関係
- (6) 国籍

- (7) 就業状態
- (8) 就業時間
- (9) 所属の事業所の名称及び事業の種類
- (10) 仕事の種類
- (11) 従業上の地位
- (12) 従業地又は通学地

世帯に関する事項

- (1) 世帯の種類
- (2) 世帯員の数
- (3) 住居の種類
- (4) 住宅の床面積
- (5) 住宅の建て方

調査の方法

平成 17 年国勢調査は、総務省統計局 - 都道府県 - 市町村 - 国勢調査指導員 - 国勢調査員の流れにより行った。

調査の実施に先立ち、平成 17 年国勢調査調査区を設定し、調査区の境界を示す地図を作成した。調査区は、原則として 1 調査区におおむね 50 世帯が含まれるように設定されている。

なお、調査区は、平成 2 年国勢調査より恒久的な単位区域として設定されている基本単位区を基に構成されている。

平成 17 年国勢調査は、総務大臣により任命された約 83 万人の国勢調査員が調査票を世帯ごとに配布し、収集する方法により行った。また、調査票は、調査の事項について世帯が記入した。

なお、調査に用いられた調査票は、直接、光学式文字読取装置で読み取りができるもので、1 枚に 4 名分記入できる連記票である。

ただし、世帯員の不在等の事由により、前述の方法による調査ができなかった世帯については、国勢調査員が、当該世帯について「氏名」、「男女の別」及び「世帯員の数」の 3 項目に限って、その近隣の者に質問することにより調査した。

用語の解説

人 口

本書に掲載した人口は、各年 10 月 1 日午前零時現在（以下「調査時」という。）で行われた国勢調査による人口であり、各年の人口の範囲の概要は、次のとおりである。

大正 9 年～昭和 15 年

調査した人口は「現在人口」である。現在人口とは、各人を調査時にいた場所で調査する方法による人口であり、一般の外国人はもとより、昭和 22 年以降の調査では調査の対象から除外している外交使節団等の構成員も含めたすべてを調査した。また、調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 4 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地に現在したとみなして調査した。

昭和 22 年

調査した人口は「現在人口」である。調査時前に本邦を出港し、途中寄港しないで調査時後 2 日以内に本邦に入港した船舶の乗組員も、調査時に入港地に現在したとみなして調査した。

また、昭和 22 年以降は、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員及び外国軍隊の軍人・軍属等は、調査の対象から除外している。

昭和 25 年

調査した人口は「常住人口」である。常住人口とは、調査時に調査の地域に常住している者をいう。ここで「常住している者」とは、当該住居に 6 か月以上にわたって住んでいるか、又は住むことになっている者をいい、それぞれの住んでいる場所で調査した。なお、昭和 30 年以降の調査からは居住期間を 3 か月以上としている。

ただし、精神病院、結核療養所、らい療養所の入院患者又は療養者は、入院等の期間にかかわらずその病院又は療養所を常住地とみなして調査した。また、調査時前に本邦を出港した船舶の乗組員で陸上に住所の無い者も、調査時後 3 日以内に入港した場合、調査時において本邦内に常住地を有する者とみなして、その船舶で調

このほかの取り扱いについては、調査の対象から除外した者の範囲を含めて、平成 12 年調査と同様である。

なお、昭和 25 年の調査では、「現在人口」も調査し、集計した。

昭和 30 年～平成 17 年

調査した人口は「常住人口」である。なお、人口の範囲は、平成 12 年調査と同様である。（「調査の概要」参照）

面 積

本報告書等に掲載し、また人口密度の算出に用いた全国・都道府県・郡支庁・市区町村別面積は、国土

交通省国土地理院（以下「国土地理院」という。）が公表した平成17年10月1日現在の「平成17年全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

ただし、国土地理院が公表した市区町村別面積には、その一部に、(1) 市区町村の境界に変更等があっても国土地理院の調査が未了のため変更以前の面積が表示されているもの、(2) 境界未定のため関係市区町村の合計面積のみが表示されているものがある。これらについては、国勢調査結果の利用者の便宜を図るため、総務省統計局において面積を推定し、その旨を注記した。したがって、これらの市区町村別面積は、国土地理院が公表する面積とは一致しないことがあるので、利用の際には注意されたい。

なお、人口集中地区の面積は、総務省統計局において測定したものである。ただし、全域が人口集中地区となる市区町村の面積は、上記の「全国都道府県市区町村別面積調」によっている。

年 齢

年齢は、年齢は、平成17年9月30日現在による満年齢である。なお、平成17年10月1日午前零時に生まれた人は、0歳とした。

なお、昭和40年～平成12年の調査には10月1日午前零時に生まれた人もそれぞれの調査で0歳に含まれる。大正9年～昭和35年については、調査日現在による満年齢である。

配偶関係

配偶関係は、届出の有無にかかわらず、実際の状態により、次のとおり区分した。

未 婚…まだ結婚をしたことのない人

有配偶…届出の有無に関係なく、妻又は夫のある人

死 別…妻又は夫と死別して独身の人

離 別…妻又は夫と離別して独身の人

国 籍

国籍を、「日本」、「韓国、朝鮮」、「中国」、「フィリピン」、「タイ」、「ベトナム」、「イギリス」、「アメリカ」、「ブラジル」、「ペルー」、「その他」に区分した。

なお、二つ以上の国籍を持つ人については、次のように取り扱った。

- 1 日本と日本以外の両方の国籍を持つ人－日本
- 2 日本以外の二つ以上の国籍を持つ人－調査票の国名欄に記入された国

ただし、「フィリピン、タイ以外の東南アジア、南アジア」の範囲は、インド、インドネシア、ヴェトナム、カンボディア、シンガポール、スリ・ランカ、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、ブータン、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モルディヴ、ラオスの15か国とした。

昭和60年以前については、「日本」のほか、「韓国、朝鮮」、「中国」、「アメリカ」、「その他」の4区分としている。

常住地

常住地とは、各人が常住する場所をいう。ここで「常住する」とは、同一の場所に3か月以上にわたって住んでいるか、あるいは3か月以上にわたって住むことになっている場合をいう。

従業地・通学地

従業地・通学地とは、就業者又は通学者が従業・通学している場所をいい、次のとおり区分した。

自市区町村で従業・通学…従業・通学先が常住している市区町村と同一の市区町村にある場合

自宅…従業している場所が自分の居住する家又は家に附属した店・作業場などである場合

なお、併用住宅の商店・町工場の事業主やその家族従業者、住み込みの従業員などの従業先がここに含まれる。また、農林漁家の人で、自家の田畑・山林や漁船で仕事をしている場合、自営の大工、左官などが自宅を離れて仕事をしている場合もここに含まれる。

自宅外…自市区町村に従業・通学先がある者で、上記の「自宅」以外の場合

他市区町村で従業・通学…従業・通学先が常住している市区町村以外にある場合

これは、いわゆる常住地からの流出人口を示すものである。

県内他市区町村…従業・通学先が常住地と同じ都道府県内の他市区町村にある場合

他県…従業・通学先が常住地と異なる都道府県にある場合

なお、他市区町村に従業・通学するという事は、その従業地・通学地のある市区町村からみれば、他市区町村に常住している者が当該市区町村に従業・通学しに来るということで、これは、いわゆる従業地・通学地への流入人口を示すものである。

ここでいう従業地とは、就業者が仕事をしている場所のことであるが、例えば、外務員、運転者などのように雇われて戸外で仕事をしている人については、所属している事業所のある市区町村を、船の乗組員（雇業者）については、その船が主な根拠地としている港のある市区町村をそれぞれ従業地とした。

また、従業地が外国の場合、便宜、同一の市区町村とした。

(昼間人口と夜間人口)

従業地・通学地による人口(昼間人口)とは、従業地・通学地集計の結果を用いて、次により算出された人口である。ただし、この昼間人口には、買物客などの非定常的な移動については、考慮していない。また、常住地による人口(夜間人口)とは、調査の時期に調査の地域に常住している人口である。

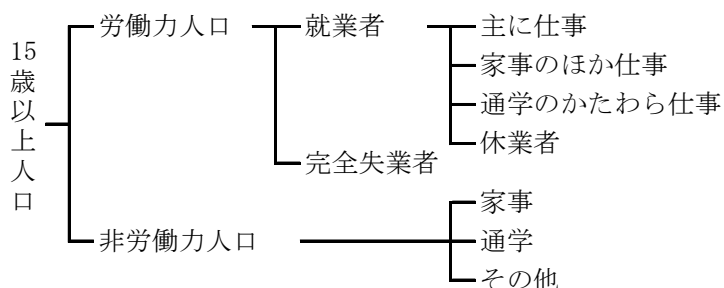
例 A市の昼間人口の算出方法

A市の昼間人口=A市の常住人口-A市からの流出人口+A市への流入人口

労働力状態

15歳以上の者について、平成17年9月24日から30日までの1週間（以下「調査週間」という。）に「仕事をしたかどうかの別」により、次のとおり区分した。

<就業の状態>



労働力人口…就業者と完全失業者を合わせたもの

就業者…調査週間中、賃金、給料、諸手当、営業収益、手数料、内職収入など収入（現物収入を含む）になる仕事を少しでもした人

なお、収入になる仕事を持っているが、調査週間中、少しも仕事をしなかった人のうち、次のいずれかに該当する場合は就業者とした。

- (1) 勤めている人で、休み始めてから30日未満の場合、又は30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合
- (2) 個人経営の事業を営んでいる人で、休業してから30日未満の場合

また、家族の人が自家営業（個人経営の農業や工場・店の仕事など）の手伝いをした場合は、無給であっても、収入になる仕事をしたこととして、就業者に含めた。

主に仕事…主に勤め先や自家営業などの仕事をしていった場合

家事のほか仕事…主に家事などをしていて、そのかたわら仕事をした場合

通学のかたわら仕事…主に通学していて、そのかたわら仕事をした場合

休業者…勤め人や事業を営んでいる人が病気や休暇などで仕事を休み始めてから30日未満の場合、又は、勤め人が30日以上休んでいても賃金や給料をもらったか、もらうことになっている場合

完全失業者…調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、仕事に就くことが可能であって、かつ公共職業安定所に申し込むなどして積極的に仕事を探していた人

非労働力人口…調査週間中、収入になる仕事を少しもしなかった人のうち、休業者及び完全失業者以外の人

家事…自分の家で主に炊事や育児などの家事をしていた場合

通学…主に通学していた場合

その他…上のどの区分にも当てはまらない場合（高齢者など）

ここでいう通学には、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・短期大学・大学・大学院のほ

か、予備校・洋裁学校などの各種学校・専修学校に通っている場合も含まれる。

昭和 25 年の調査では、14 歳以上人口について表章してある。ただし、労働力状態の区分及び定義は、休業者の定義に若干の差異があるほかは同様である。

大正 9 年、昭和 5 年及び 15 年の国勢調査では、平常の職業の有無によって有業者と無業者に区別する「有業者方式」によっている。本書では、15 歳以上人口について、この有業者は労働力に、無業者は非労働力に相当するものとして、結果数字をそのまま比較している。

従業上の地位

就業者を、調査週間中その人が仕事をしていた事業所における状況によって、次のとおり区分した。雇
用者…会社員・公務員・団体職員・個人商店の従業員・住み込みの家事手伝い・日々雇用されてい

る人・臨時雇いなど、会社・団体・個人や官公庁に雇用されている人で、次にいう「役員」で
ない人

常雇 期間を定めずに又は 1 年を超える期間を定めて雇われている人

臨時雇 日々又は 1 年以内の期間を定めて雇用されている人

役員…会社の社長・取締役・監査役、団体の理事・監事、公団や事業団の総裁・理事・監事などの

役員

雇人のある業主…個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士などで、雇人がいる
人

雇人のない業主…個人経営の商店主・工場主・農業主などの事業主や開業医・弁護士・著述家・家政婦な
どで、個人又は家族とだけで事業を営んでいる人

家族従業者…農家や個人商店などで、農仕事や店の仕事などを手伝っている家族

家庭内職者…家庭内で賃仕事(家庭内職)をしている人

本書では、「雇用人」と「役員」をまとめて「雇用人」、また、「雇人のある業主」、「雇人のない業主」及
び「家庭内職者」をまとめて「自営業主」とし、「家族従業者」とともに 3 区分で表章した。

産 業

産業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に仕事をしていた事業所の主な事業の種類（調査
週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん仕事をしている事業所の事業の種類）によっ
て分類した。

なお、仕事をしてきた事業所が二つ以上ある場合は、その人が主に仕事をしてきた事業所の事業の種類
によった。

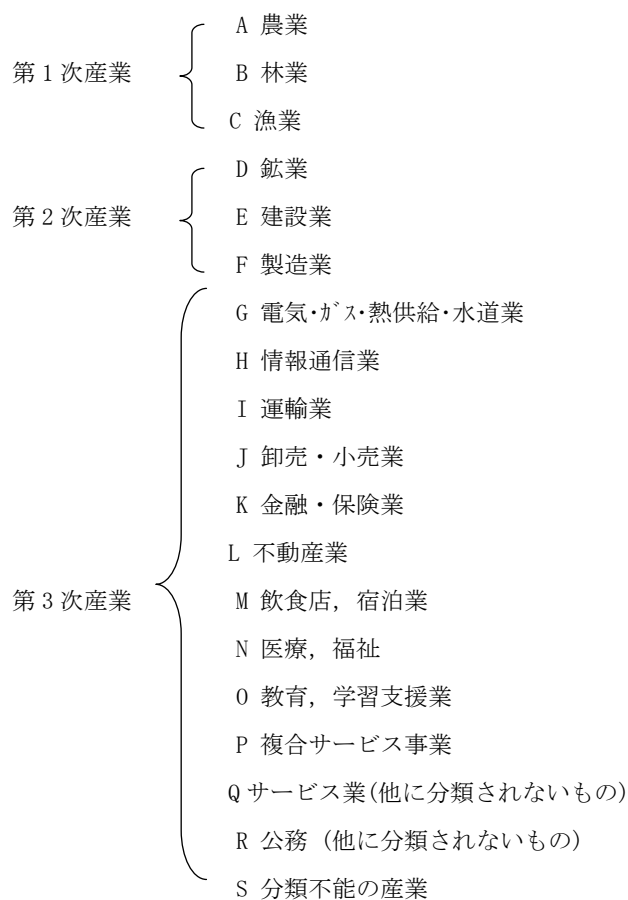
平成 17 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 14 年 3 月改訂）を基に、平成 17 年国
勢調査の集計用に再編成したもので、19 項目の大分類、80 項目の中分類、228 項目の小分類から成ってい
る。

なお、本書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。

標準産業分類（平成 5 年 10 月改訂）を基に、これを平成 12 年国勢調査の集計用に再編成したもので 14

項目の大分類、77 項目の中分類、223 項目の小分類から成っている。

なお、本書の産業（3 部門）の区分は、大分類を次のように集約したものである。



昭和 25 年～平成 7 年の調査でも、平成 12 年と同様に産業の定義をしているが、産業分類の内容は調査ごとに多少異なっている。また、大正 9 年、昭和 5 年及び 15 年国勢調査の産業分類には、現在の産業と職業とを混用した分類を用いた。

職 業

職業は、就業者について、調査週間中、その人が実際に従事していた仕事の種類（調査週間中「仕事を休んでいた人」については、その人がふだん実際に従事していた仕事の種類）によって分類した。なお、従事した仕事が二つ以上ある場合は、その人が主に従事した仕事の種類によった。

平成 17 年国勢調査に用いた職業分類は、日本標準職業分類（平成 9 年 12 月改訂）を基に、平成 17 年国勢調査の集計用に再編成したもので、10 項目の大分類、61 項目の中分類、274 項目の小分類から成っている。

昭和 25 年～平成 7 年の調査における職業も平成 12 年と同様に定義しているが、その分類の内容は調査ごとに多少異なっている。

就業時間

就業時間とは、就業者が調査週間中、実際に働いた就業時間の合計をいう。二つ以上の仕事に従事した人の就業時間は、それらの就業時間の合計とした。

居住期間

居住期間とは、現在の場所に住んでいる期間によって、「出生時から」、「1年未満」、「1年以上5年未満」、「5年以上10年未満」、「10年以上20年未満」、「20年以上」の6区分に区分したものをいう。

世帯の種類

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

一般世帯とは、次のものをいう。

- (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者
ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
- (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
- (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者

施設等の世帯とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人である。

- (1) 寮・寄宿舎の学生・生徒…学校の寮・寄宿舎で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
- (2) 病院・療養所の入院者…病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
- (3) 社会施設の入所者…老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
- (4) 自衛隊営舎内居住者…自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
- (5) 矯正施設の入所者…刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院の在院者の集まり
- (6) その他…定まった住居を持たない単身者や陸上に生活の本拠（住所）を有しない船舶乗組員など

世帯人員及び親族人員

世帯人員とは、世帯を構成する各人（世帯員）を合わせた数をいう。

親族人員とは、世帯主及び世帯主と親族関係にある世帯員を合わせた数をいう。なお、養子、養父母なども、子、父母と同様にみなして親族とした。

世帯の家族類型

一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、次のとおり区分した。

A 親族世帯…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯

なお、その世帯に同居する非親族（住み込みの従業員、家事手伝いなど）がいる場合もこれに含まれる。例えば「夫婦のみの世帯」という場合には、夫婦二人のみの世帯のほか、夫婦と住み込みの家事手伝いから成る世帯も含まれている。

B 非親族世帯…二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯

C 単独世帯…世帯人員が一人の世帯

また、親族世帯をその親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、次のとおり区分した。

I 核家族世帯

- (1) 夫婦のみの世帯
- (2) 夫婦と子供から成る世帯
- (3) 男親と子供から成る世帯
- (4) 女親と子供から成る世帯

II その他の親族世帯

- (5) 夫婦と両親から成る世帯
- (6) 夫婦とひとり親から成る世帯
- (7) 夫婦、子供と両親から成る世帯
- (8) 夫婦、子供とひとり親から成る世帯
- (9) 夫婦と他の親族（親、子供を含まない。）から成る世帯
- (10) 夫婦、子供と他の親族（親を含まない。）から成る世帯
- (11) 夫婦、親と他の親族（子供を含まない。）から成る世帯
- (12) 夫婦、子供、親と他の親族から成る世帯
- (13) 兄弟姉妹のみから成る世帯
- (14) 他に分類されない親族世帯

母子世帯・父子世帯

母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢単身世帯・高齢夫婦世帯

高齢単身世帯とは、65 歳以上の者一人のみの一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

高齢夫婦世帯とは、夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦 1 組の一般世帯（他の世帯員がいないもの）をいう。

3 世代世帯

3 世代世帯とは、世帯主との続き柄が、祖父母、世帯主の父母（又は世帯主の配偶者の父母）、世帯主（又は世帯主の配偶者）、子（又は子の配偶者）及び孫の直系世代のうち、3 つ以上の世代が同居していることが判定可能な世帯をいい、それ以外の世帯員がいるか否かは問わない。したがって、4 世代以上が住んでいる場合も含まれる。また、世帯主の父母、世帯主、孫のように、子（中間の世代）がいない場合も含まれる。一方、叔父、世帯主、子のように、傍系の3 世代世帯は含まれない。

世帯の経済構成

一般世帯を、世帯の主な就業者とその親族の労働力状態、産業及び従業上の地位により、次のとおり区分した。

また、(1)～(10)の区分については、世帯の主な就業者が従事する産業により、さらに細分化（37 区分）している。

なお、区分に当たっては、その世帯に同居する非親族の経済活動は考慮していない。

I 農林漁業就業者世帯…親族の就業者が農林漁業就業者のみの世帯

- (1) 農林漁業・業主世帯…世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (2) 農林漁業・雇用者世帯…世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者

II 農林漁業・非農林漁業就業者混合世帯…親族の就業者に農林漁業就業者と非農林漁業就業者の両方がいる世帯

- (3) 農林漁業・業主混合世帯…世帯の主な就業者が農林漁業の業主
- (4) 農林漁業・雇用者混合世帯…世帯の主な就業者が農林漁業の雇用者
- (5) 非農林漁業・業主混合世帯…世帯の主な就業者が非農林漁業の業主
- (6) 非農林漁業・雇用者混合世帯…世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者

III 非農林漁業就業者世帯…親族の就業者が非農林漁業就業者のみの世帯

- (7) 非農林漁業・業主世帯…世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいない世帯
- (8) 非農林漁業・雇用者世帯…世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいない世帯
- (9) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が業主）…世帯の主な就業者が非農林漁業の業主で、親族に雇用者のいる世帯
- (10) 非農林漁業・業主・雇用者世帯（世帯の主な就業者が雇用者）…世帯の主な就業者が非農林漁業の雇用者で、親族に業主・家族従業者のいる世帯

IV 非就業者世帯…親族に就業者のいない世帯

V 分類不能の世帯

ここでいう「世帯の主な就業者」は、世帯主が就業者の場合は世帯主とし、世帯主が就業者でない場合は調査票で世帯主の最も近くに記入されている就業者とした。

また、世帯の主な就業者の従業上の地位については、「業主」には「家族従業者」及び「家庭内職者」が含まれ、「雇用者」には「役員」が含まれている。

住居の種類

一般世帯について、住居を、次のとおり区分した。

住宅…一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる永続性のある建物（完全に区画された建物の一部を含む。）

一戸建ての住宅はもちろん、アパート、長屋などのように家庭生活を営むことができるような構造になっている場合は、各区画ごとに一戸の住宅となる。

なお、店舗や作業所付きの住宅もこれに含まれる。

住宅以外…寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物

なお、仮小屋・天幕小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれる。

住宅の所有の関係

住宅に居住する一般世帯について、住宅の所有の関係を、次のとおり区分した。

主世帯…「間借り」以外の以下の5区分に居住する世帯

持ち家…居住する住宅がその世帯の所有である場合

なお、所有する住宅は、登記の有無を問わない。また、分割払いの分譲住宅などで支払いが完了していない場合も含まれる。

公営の借家…その世帯の借りている住宅が都道府県営又は市（区）町村営の賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

都市機構・公社の借家…その世帯の借りている住宅が都市再生機構又は都道府県・市区町村の住宅供給公社・住宅協会・開発公社などの賃貸住宅やアパートであって、かつ給与住宅でない場合

なお、これには、雇用・能力開発機構の雇用促進住宅（移転就職者用宿舎）も含まれる。

民営の借家…その世帯の借りている住宅が「公営の借家」、「都市機構・公社の借家」及び「給与住宅」でない場合

給与住宅…勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

なお、この場合、家賃の支払いの有無を問わない。また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれる。

間借り…他の世帯が住んでいる住宅（持ち家、公営の借家、都市機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅）の一部を借りて住んでいる場合

なお、昭和45年及び50年は「公営の借家」と「公団・公社の借家」をまとめて「公営借家」とし、昭和25年～40年は「公営借家」に「民営借家」をまとめて「借家」として表章している。

延べ面積

延べ面積とは、各居住室（居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室）

の床面積のほか、その住宅に含まれる玄関・台所・廊下・便所・浴室・押し入れなども含めた床面積の合計をいう。ただし、農家の土間や店舗併用住宅の店・事務室など営業用の部分は延べ面積には含まれない。また、アパートやマンションなどの共同住宅の場合は、共同で使用している廊下・階段など共用部分は、延べ面積には含まれない。

なお、坪単位で記入されたものについては1坪を3.3㎡に換算した。

住宅の建て方

各世帯が居住する住宅を、その建て方について、次のとおり区分した。このうち共同住宅については、その建物の階数を「1・2階建」、「3～5階建」、「6～10階建」、「11～14階建」、「15階建以上」の五つに区分し、また、世帯が住んでいる階により「1・2階」、「3～5階」、「6～10階」、「11～14階」、「15階以上」の五つに区分している。

一戸建…1建物が1住宅であるもの

なお、店舗併用住宅の場合でも、1建物が1住宅であればここに含まれる。

長屋建…二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口をもっているもの

なお、いわゆる「テラス・ハウス」も含まれる。

共同住宅…一棟の中に二つ以上の住宅があるもので、廊下・階段などを共用しているものや二つ以上の住宅を重ねて建てたもの

なお、階下が商店で、2階以上に二つ以上の住宅がある、いわゆる「げたばき住宅」も含まれる。

その他…上記以外で、例えば、工場や事務所などの一部に住宅がある場合や、寄宿舎・独身寮・ホテル、病院などの住宅以外の建物の場合

人口集中地区

昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明瞭に示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに人口集中地区を設定した。

平成17年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成17年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1k㎡当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成17年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1k㎡当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

